

渡航費等支援詳細一覧表

不妊治療	対象者	不妊治療を行っている患者及びその配偶者又は事実上の婚姻関係にある者
	渡航費（航空機）	往復13,000円（片道6,500円）上限 各年度10往復分
	渡航費（船舶）	渡航にかかる費用全額
	宿泊費	1泊あたり8,000円を上限とし、1往復あたり2泊を上限とする

渡航費等助成申請の必要書類

<p>①治療の為に渡航した際の航空機・船舶の搭乗者名・搭乗日・区間・運賃を証明できる書類・搭乗券</p> <p>☆搭乗券のみの場合は領収書も添付</p> <p>※マイル・クーポン・ポイント、発券手数料は助成対象外</p>
<p>②医療機関の診療領収書・診療明細書 ※<u>治療期間の終了日から起算して6ヶ月以内</u>に申請すること</p> <p>☆宿泊がある方は、受診の予約時間・終了時間がわかるものもお持ちください</p>
<p>③航空運賃助成申請書（様式第1号）・請求書（様式第2号）</p>
<p>④医師の意見書（様式第3号）</p>
<p>⑤本人確認書類（免許証・保険証等）</p>
<p>⑥振込通帳の写し（助成金が振り込まれる通帳）</p>
<p>⑦印鑑（認め印可） ☆申請書及び請求書とも同じ印鑑を使用すること。</p>
<p>⑧宿泊施設の領収書（治療にかかる費用かどうかを窓口での聞き取りなどで判断します。）</p> <p>☆複数泊している場合には、<u>1泊の金額がわかるもの</u></p> <p>☆受診が終わった日付と時間が分かるもの（時間が記載されている領収書・明細書など）</p> <p>※クーポンやポイント等は対象外</p>

郵送での申請も可能

【お問合せ】 宮古島市健康増進課 TEL 0980-73-1978